

**阿見町**  
**第6期障害福祉計画・**  
**第2期障害児福祉計画**

**令和3年3月**  
**阿見町**

# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと計画期間.....	2
3 計画策定の体制等.....	3
第2章 阿見町の障害者を取り巻く環境.....	4
1 人口と世帯の状況.....	4
2 障害者の状況.....	5
第3章 計画の基本的な考え方.....	11
1 計画策定の視点.....	11
2 サービス等の体系.....	13
3 計画の具体的な目標.....	14
第4章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保.....	22
1 訪問系サービス.....	22
2 日中活動系サービス.....	24
3 居住支援・施設系サービス.....	33
4 相談支援.....	36
第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保.....	39
1 地域支援事業（①必須事業）.....	39
2 地域支援事業（②任意事業）.....	49
3 地域生活支援促進事業等.....	52
第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保.....	53
1 障害児通所支援.....	53
2 障害児相談支援.....	58
第7章 計画の推進体制.....	59
1 関係機関、地域との連携.....	59
2 地域自立支援協議会の円滑な運営.....	60
3 サービスの質の向上と供給体制の確保.....	60
4 施策・事業の点検と改善.....	61
5 計画の評価と見直し.....	61
資料編.....	62
1 設置要綱.....	62
2 委員名簿.....	64

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害者施策の枠組みを総合的に進める「阿見町第4次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」を策定し、「障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生きがいのある生活を営むまち阿見」を基本理念として、障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた障害者等の自立支援、精神障害者を含む入所等からの地域生活への移行、障害者・児の急な体調不良や介護者又は保護者の急病等における緊急時の受入・対応等の問題の解消にむけ、居住支援機能と地域支援機能の一体的に備えた施設地域生活支援拠点整備及び保健・福祉・医療をはじめ、教育・就労・生活環境・余暇活動・社会参加・啓発広報等の諸施策など、さまざまな分野の障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

平成29年度に策定した「第5期阿見町障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」（以下「前計画」という。）では、地域における必要な障害サービス・相談支援・地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供できるよう、障害福祉サービス等に関する数値目標設定及びサービス需要見込み量、サービス提供体制の確保などの具体的な取り組みを推進してきました。

この度、3年に一度の障害福祉計画・障害児福祉計画見直しの時期を迎え、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正を踏まえ、これまでの成果目標の達成状況や障害福祉サービス等の利用実績等を基に、新しい基本指針に基づく「阿見町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけと計画期間

### (1) 法令等の根拠

本本計画は、障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を策定するものです。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられます。

また、「障害者計画」は、本町の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられます。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画 【阿見町障害者計画】	障害者基本法 第11条第3項	障害者福祉施策全般の基本的指針を定める計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画 【阿見町障害福祉計画】	障害者総合支援法第88条第1項	障害者（児）施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画 【阿見町障害児福祉計画】	児童福祉法第33条の20第1項		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(各改正法の抜粋)

#### 【障害者総合支援法第88条第1項】

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

#### 【児童福祉法第30条の20】

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

## (2) 計画の位置づけ

国の「障害者基本計画」や県の新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」に基づくとともに、「阿見町第6次総合計画」、「阿見町地域福祉計画」、その他の本町の関連計画との整合性を図ります。

## (3) 計画期間

阿見町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3年間とします。

なお、今後の社会情勢や障害者（児）を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中における内容の見直しも検討します。

## (4) 本計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの疾病や障害のある方です。

# 3 計画策定の体制等

## (1) 阿見町地域自立支援協議会の実施

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係者、民生委員・児童委員、教育関係機関等の代表者、子育て支援機関の代表者、就労関係機関の代表者、関係団体の代表者らの参画による「阿見町地域自立支援協議会」において、計画内容の検討を行いました。

## (2) パブリックコメントの実施

令和3年2月25日から3月17日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する町民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図りました。

## 第2章 阿見町の障害者を取り巻く環境

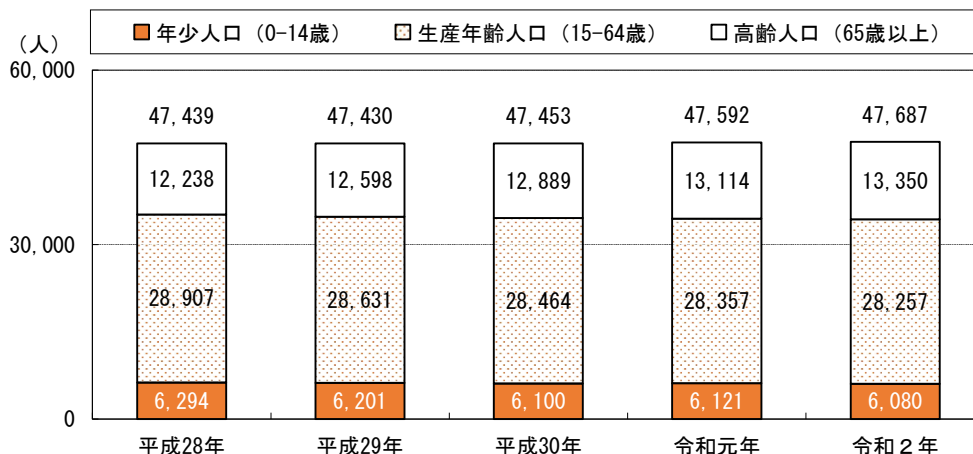
### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の人口は、緩やかに増加しており、令和2年4月1日時点47,687人となっています。

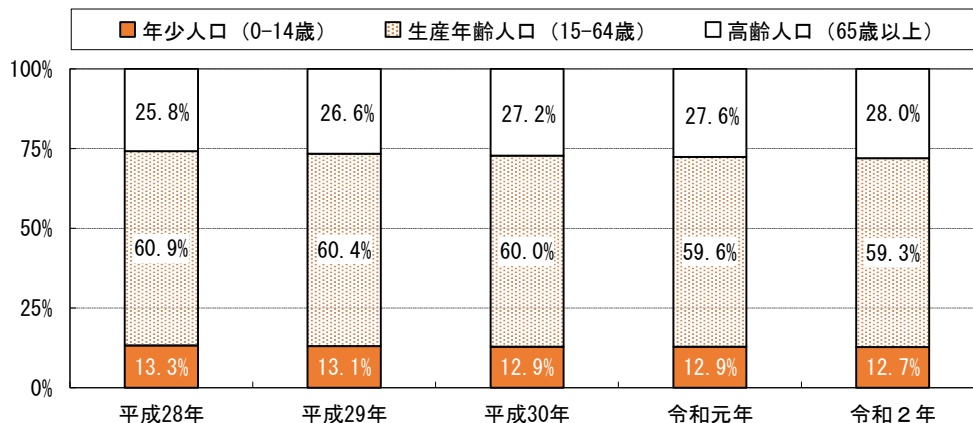
また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は28.0%となっており、今後も高齢化が進むと予測されます。

##### ○人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

##### ○年齢3区分割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

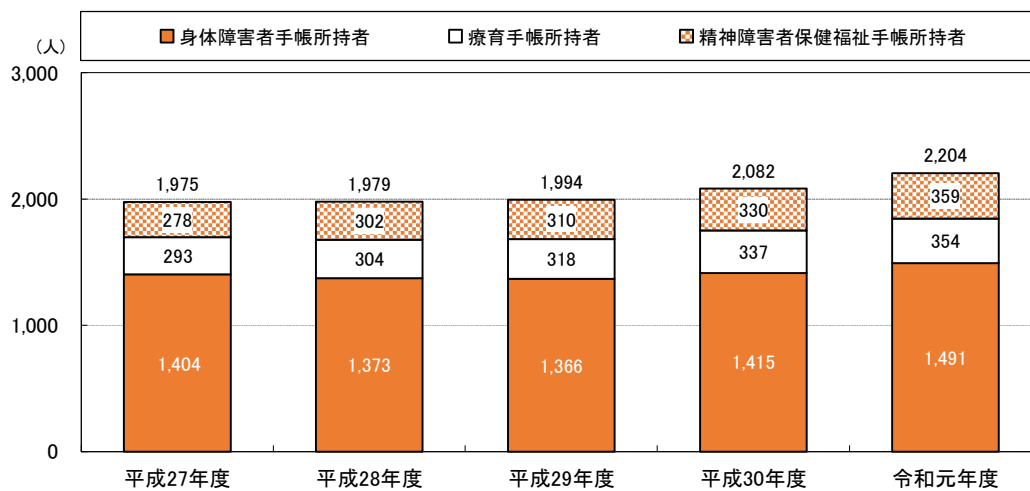
## 2 障害者の状況

### (1) 障害者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、毎年増加しています。

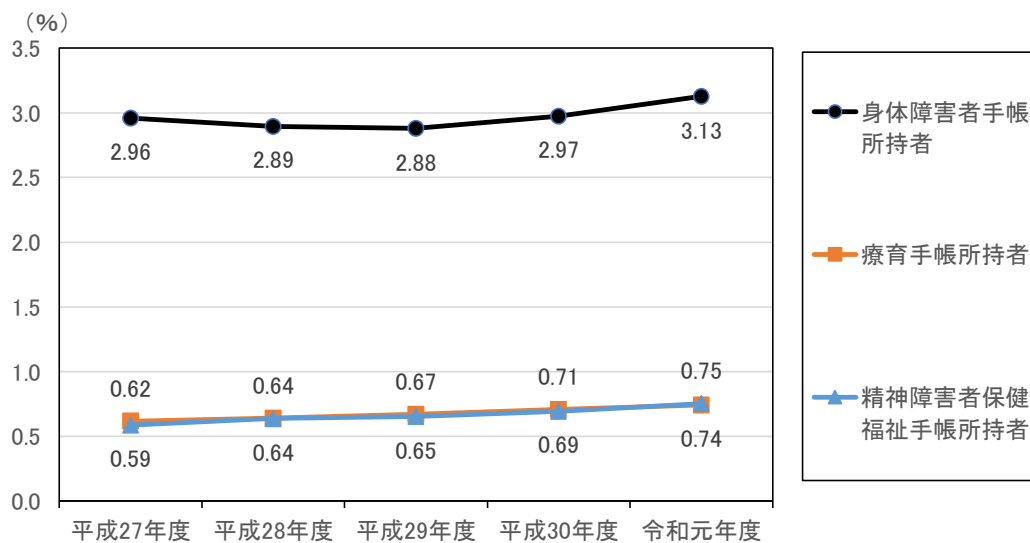
また、総人口に占める割合でも増加傾向となっており、令和元年度末時点の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が 3.13%、療育手帳所持者数が 0.74%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 0.75%と増加傾向にあります。

#### ○障害者別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度 3月 31日時点）

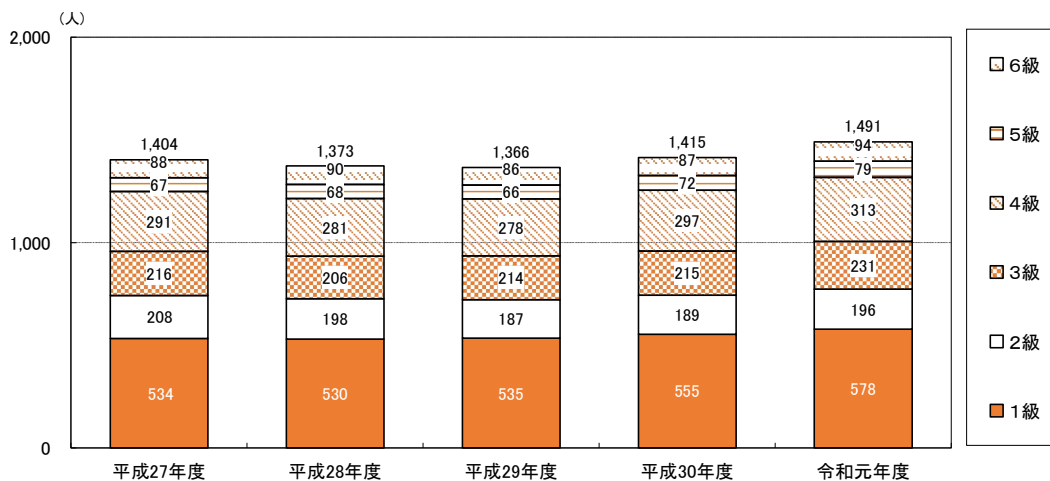
#### ○障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移



## (2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度で1,491人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が約40%と、最も多くなっています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日時点）

(単位：人)

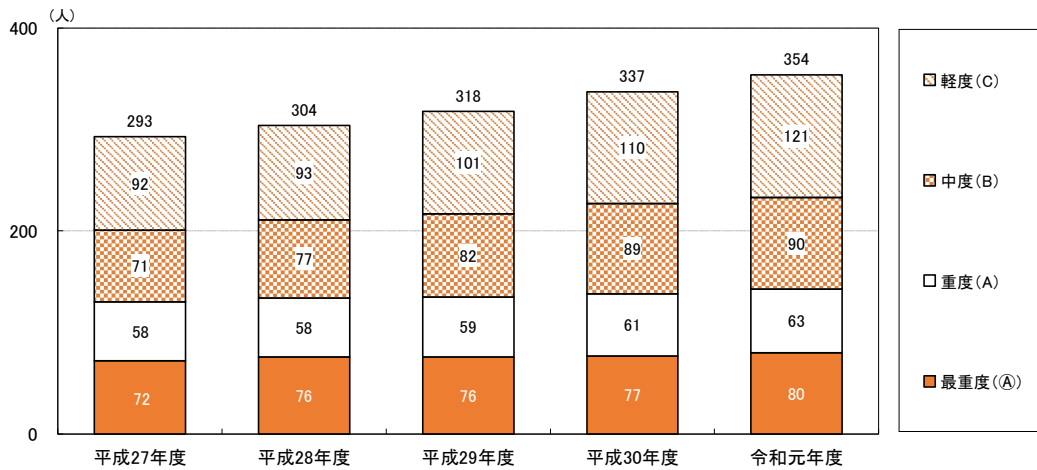
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
等級別	1級	534 38.0%	530 38.6%	535 39.2%	555 39.2%	578 38.8%
	2級	208 14.8%	198 14.4%	187 13.7%	189 13.4%	196 13.1%
	3級	216 15.4%	206 15.0%	214 15.7%	215 15.2%	231 15.5%
	4級	291 20.7%	281 20.5%	278 20.4%	297 21.0%	313 21.0%
	5級	67 4.8%	68 5.0%	66 4.8%	72 5.1%	79 5.3%
	6級	88 6.3%	90 6.6%	86 6.3%	87 6.1%	94 6.3%
合計		1,404	1,373	1,366	1,415	1,491



### (3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度で354人となっています。程度別でみると、最重度、重度の障害のある人（㉠、A判定）が40.4%、中度（B判定）が25.4%、軽度（C判定）が34.2%となっております。いずれの程度においても人数は増加傾向を示しています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日時点）  
（単位：人）

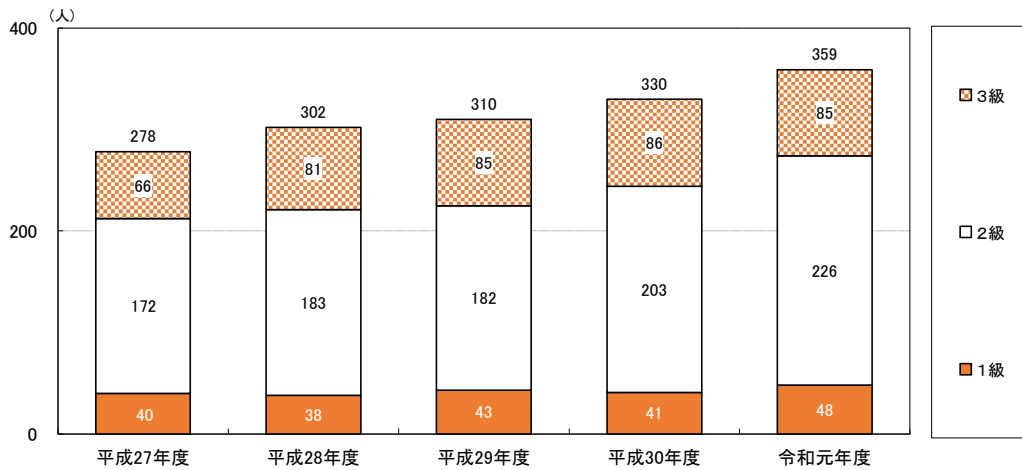
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
程度	最重度(㉠)	72	76	76	77	80
		24.6%	25.0%	23.9%	22.8%	22.6%
	重度(A)	58	58	59	61	63
		19.8%	19.1%	18.6%	18.1%	17.8%
中度(B)	71	77	82	89	90	
	24.2%	25.3%	25.8%	26.4%	25.4%	
軽度(C)	92	93	101	110	121	
	31.4%	30.6%	31.8%	32.6%	34.2%	
合計		293	304	318	337	354

### (4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度で359人となっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数も同様に増加しており、令和元年度では719人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日時点）

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
程度	1級	40	38	43	41	48
		14.4%	12.6%	13.9%	12.4%	13.4%
	2級	172	183	182	203	226
		61.9%	60.6%	58.7%	61.5%	63.0%
	3級	66	81	85	86	85
		23.7%	26.8%	27.4%	26.1%	23.7%
合計		278	302	310	330	359

## (5) 難病患者等の状況

長期の療養または多額の医療費を必要とする特定の疾病については、患者本人、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の公費負担を県が実施しています。

令和元年度時点の指定難病特定医療費受給者数は342人、小児慢性特定疾病医療受給者数は48人となっています。

○指定難病特定医療費受給者数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定難病特定医療費受給者数	271	321	342
小児慢性特定疾病医療受給者数	33	37	48

資料：社会福祉課（各年度3月31日時点）

## (6) 障害支援区分の状況

障害支援区分は、障害福祉サービス利用の際に必要なとされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなっています。令和2年3月末に認定を受けている方は、身体障害者54人、知的障害者100人、精神障害者44人で手帳所持者のうち約9%の人が障害福祉サービスの介護給付事業を利用しています。

○障害者支援区分の内訳

(単位：人)

障害支援区分	身体			知的			精神			合計		
	平成30年	令和元年	令和2年	平成30年	令和元年	令和2年	平成30年	令和元年	令和2年	平成30年	令和元年	令和2年
区分6	23	27	27	25	27	31	0	0	0	48	54	58
区分5	6	7	7	22	25	22	2	1	1	30	33	30
区分4	2	2	3	25	22	23	3	3	3	30	27	29
区分3	10	9	10	14	15	17	17	20	17	41	44	44
区分2	6	5	6	4	5	6	17	13	19	27	23	31
区分1	3	2	1	2	0	1	5	5	4	10	7	6
合計	50	52	54	92	94	100	44	42	44	186	188	198
交付者割合	26.9%	27.7%	27.3%	49.5%	50.0%	50.5%	23.7%	22.3%	22.2%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：社会福祉課（各年度3月31日時点）

※障害者支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できることを目的として導入されています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の視点

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、次の7つの視点に留意して計画を策定します。

#### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者と障害児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

#### (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実

障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む。）、難病等患者とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

#### (3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があります。例えば日中サービス支援型指定共同生活援助によって常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、町は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

## (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

## (6) 障害福祉人材の確保【新規】

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

## (7) 障害者の社会参加を支える取組【新規】

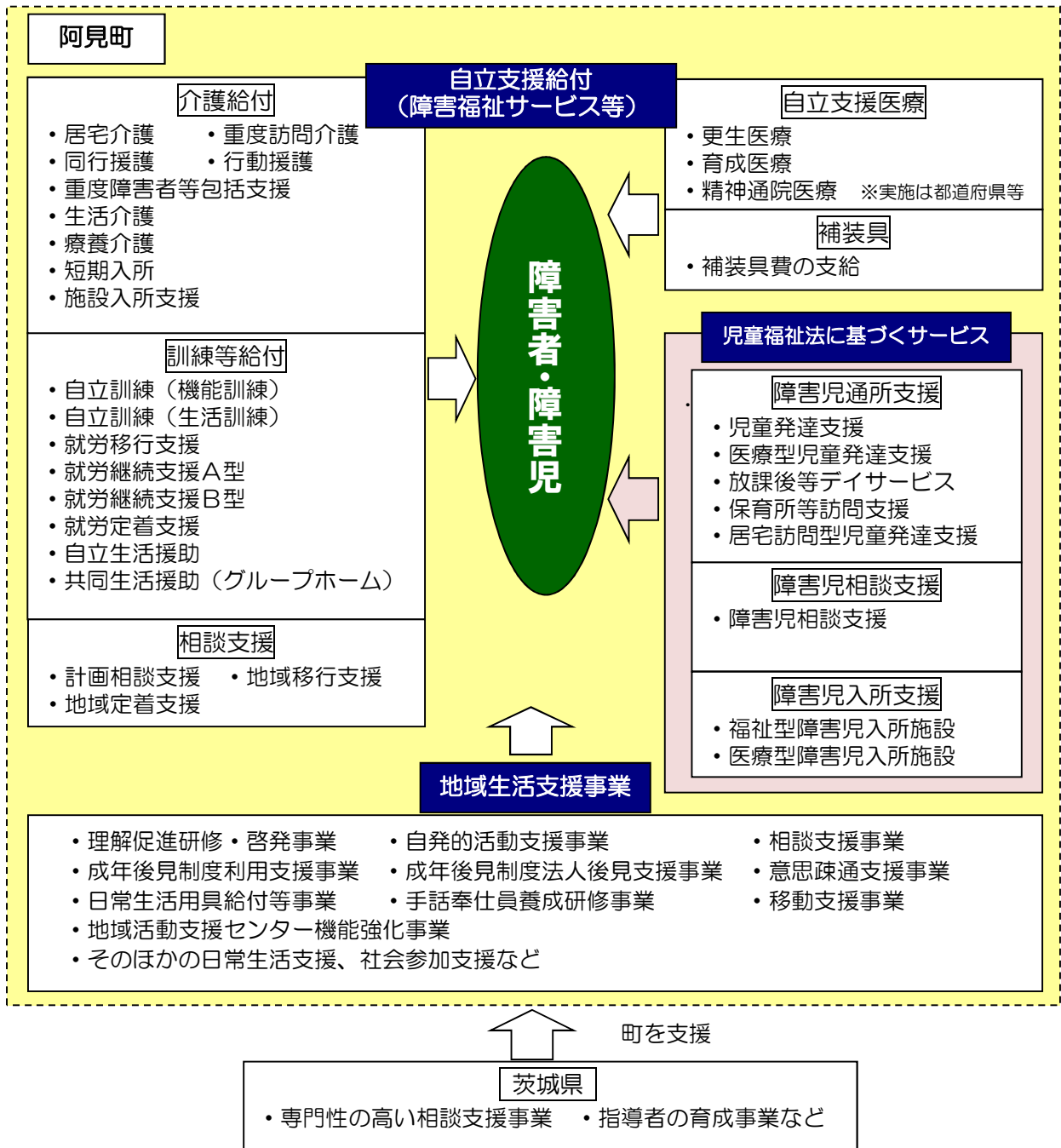
障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

## 2 サービス等の体系

障害者及び障害児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障害福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障害児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

### 3 計画の具体的な目標

第5期計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### ●国の基本方針

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 ※継続入所者の数を除いて設定するものとする。

区分	項目と考え方	数値
第5期計画 の実績	①令和元年度末までの地域生活移行者数(※)	1人
	②令和元年度末時点の施設入所者削減数	1人
第6期計画 の目標	①令和5年度末までの地域生活移行者数 令和元年度末の施設入所者(51人)のうち共同生活援助(グループホーム)や一般住宅等へ移行する見込者数。51人×6%	3人
	②令和5年度末の施設入所者削減数 令和元年度末の施設入所者(51人)の1.6%にあたる人数。51人×1.6%	1人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

○目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障害支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障害福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ●国の基本方針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

区分	項目と考え方
第5期計画の実績	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築：協議の場を設定
第6期計画の目標	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築：協議の場の継続・充実

- 基本指針で国から求められている項目は、茨城県が指標の設定を行うため、町では設定を行いません。
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### ●国の基本方針

- 地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

区分	項目と考え方
第5期計画の実績	地域生活支援拠点の整備について阿見町地域障害者施策推進協議会で協議
第6期計画の目標	<b>地域生活支援拠点等の確保・充実</b> 国の基本指針に基づき、町において、1カ所所整備します。また年1回以上運用状況を検証及び検討します。

- 障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、緊急時の受け入れ態勢の確保、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、専門的人材の確保・養成、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。
- 令和3年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、本町に立地する障害者支援施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ①福祉施設から一般就労への移行

#### ●国の基本方針

- 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援B型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

区分	項目	数値
第5期計画の実績	①令和元年度の年間一般就労移行者数	1人
	②令和元年度末時点の就労移行支援事業利用者数	8人
	③令和元年における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0%
第6期計画の目標	①令和5年度の年間一般就労移行者数	3人
	②令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人
	③令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人
	④令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人

○本町においては、令和元年度に1名の移行実績があり、令和元年度の就労移行支援事業利用者数は17人となっています。

○令和3年度からは精神障害者も法定雇用率の算定に組み込まれることから今後も一層の強化を図ります。

## ②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

## ●国の基本方針

- 就労移行支援事業等(※)を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

区分	項目	数値
第5期計画 の実績	①令和元年度の就労定着支援事業利用者数	4人
第6期計画の 目標	①令和5年度の就労定着支援事業利用者数 令和5年度までの就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人 (7人)のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること	5人
	②令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70.0%

○第6期計画では、国の指針に基づき、平成30年度から新設された就労定着支援について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としていました。令和元年度の就労定着支援利用者は1人います。

○本計画では、令和5年度までの就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人(7人)のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備

### ① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

#### ● 国の基本方針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

区分	項目	数値
第1期計画の 実績	① 児童発達支援センターの設置：圏域で確保	未確保
	② 保育所等訪問支援を利用できる体制：町単独で確保	未確保
第2期計画の 目標	① 児童発達支援センターの設置：町単独で確保	1カ所
	② 保育所等訪問支援を利用できる体制：町単独で確保	1カ所

○ 児童発達支援センターについては、国の基本方針を踏まえ、圏域又は町単独での確保を目指し、県及び近隣市町との連携を図ります。

○ 保育所等訪問支援の提供体制については、国の基本方針を踏まえ、町内1カ所の事業所の整備を目指し、町内の児童発達支援事業所等に働きかけます。

## ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ●国の基本方針

○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

区分	項目	数値
第1期計画の実績	①児童発達支援事業所：圏域で確保	達成・未達成
	②放課後等デイサービス事業所：町で確保	達成・未達成
第2期計画の目標	①児童発達支援事業所：町単独で確保	1カ所
	②放課後等デイサービス事業所：町単独で確保	1カ所

○主に重症心身障害児の児童発達支援事業所については、国の基本方針を踏まえ、町単独で1カ所の設置を目指し、県及び近隣市町村と連携しながら整備を図ります。

○主に重症心身障害児の放課後等デイサービス事業所については、国の基本方針を踏まえ、町単独1カ所の設置を目指し、県及び近隣市町村と連携しながら整備を図ります。

## ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

### ●国の基本方針

○令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

区分	項目と考え方
第1期計画の実績	県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること
第2期計画の目標	継続・充実

○医療的ケア児が抱える課題は、多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたっています。

○医療的ケア児支援への支援を行うにあたり、各関係機関と連携し協議を行って参ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 **新規**

●国の基本方針

○各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を行うことを基本とする。

①総合的・専門的な相談支援

○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置を目指し、令和5年度までに整備を図ります。

区分	項目	数値
第2期計画の目標	基幹相談支援センターの確保	1カ所

②地域の相談支援体制の強化

○相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを行うことを基本とします。

○地域の相談支援体制の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者への指導・助言見込み数	2事業所	2事業所	2事業所
相談支援事業者への人材育成実施事業所数	2事業所	2事業所	2事業所
相談支援事業者との連携強化実施回数	1回	1回	1回

**(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築** 新規**●国の基本方針**

- 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

**①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用**

- 茨城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

**②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有**

- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

## ○審査結果分析及び事業所共有等の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査結果分析及び事業所共有等の実施回数	12回/年	12回/年	12回/年

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

### 1 訪問系サービス

当町では、居宅介護等のサービスを提供する事業所が6事業所あり、内5事業所においては、重度訪問介護サービスを提供しております。

また、利用者のニーズにより近隣市町村の事業者が障害者(児)にサービスの提供をしています。在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

#### 【訪問系サービス一覧】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障害者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者を対象に、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障害や精神障害によって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等 包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障害者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。



## ▼第6期の見込量

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用時間数)

第5期の計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅介護	39人 709時間	32人 729時間	40人 727時間	31人 773時間	41人 745時間	28人 711時間
重度訪問介護	2人 116時間	2人 194時間	3人 174時間	2人 245時間	3人 174時間	2人 235時間
同行援護	1人 15時間	1人 13時間	2人 25時間	3人 28時間	2人 25時間	1人 8時間
行動援護	0人 0時間	0人 0時間	1人 10時間	0人 0時間	1人 10時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
計	42人 840時間	35人 936時間	46人 936時間	36人 1,046時間	47人 954時間	31人 954時間
<b>第6期の見込み</b>	<b>令和3年度</b>		<b>令和4年度</b>		<b>令和5年度</b>	
居宅介護	31人 773時間		31人 796時間		32人 819時間	
重度訪問介護	3人 245時間		3人 277時間		3人 309時間	
同行援護	3人 28時間		3人 45時間		3人 61時間	
行動援護	1人 10時間		1人 10時間		1人 10時間	
重度障害者等包括支援	0人 0時間		0人 0時間		0人 0時間	
計	37人 1,046時間		38人 1,128時間		39人 1,199時間	

※令和2年度は9月末時点

## ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を考慮して算出しました。
- 今後も、近隣市町村の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- サービス提供事業者に対しては、3障害や難病の個々の障害の特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

## 2 日中活動系サービス

当町では、就労継続支援B型事業所が6事業所、就労移行支援事業所が1事業所、生活介護事業所が1事業所あります。その他日中活動系のサービスに関しては、利用者の方は町外の事業者も利用しています。利用者も年々増加傾向にあります。

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「就労定着支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

### (1) 生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	86人 1,685人日	87人 1,657人日	86人 1,695人日	93人 1,765人日	87人 1,705人日	90人 1,736人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	93人 1,765人日		96人 1,822人日		99人 1,880人日	

※令和2年度は9月末時点

### ▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。

○サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

## (2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。

## ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人	2人	1人	1人	1人	1人
	0人日	16人日	10人日	1人日	10人日	11人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	2人 20人日		2人 20人日		2人 20人日	

※令和2年度は9月末時点

## ▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績などを踏まえて横ばいで算出しました。

○障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(24か月以内)行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	7人 114人日	3人 57人日	7人 125人日	1人 18人日	8人 138人日	2人 20人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	3人 47人日		3人 47人日		3人 47人日	

(1か月当たり)

※令和2年度は9月末時点

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練の現在の利用者数及び利用期間や近隣の事業所数、利用希望を踏まえて横ばいで算出しました。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

## (4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	9人	11人	9人	8人	9人	10人
	165人日	183人日	165人日	136人日	165人日	175人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	10人		11人		11人	
	174人日		176人日		179人日	

※令和2年度は9月末時点

## ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の標準利用期間が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込み、横ばいで算出しました。
- 就労アセスメントのための利用や短期間で一般就労につながることもあるため、実利用者数は横ばいですが、年間平均の利用者数は伸びていません。
- 今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、阿見町地域障害者施策推進協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。

(5) 就労継続支援 (A型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

第6期の見込量

(1か月当たり)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	30人 574人日	27人 521人日	35人 681人日	32人 574人日	41人 788人日	35人 616人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	36人 620人日		38人 673人日		40人 732人日	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数を踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	88人 1,399人日	83人 1,348人日	92人 1,463人日	94人 1,461人日	96人 1,531人日	97人 1,577人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	99人 1,580人日		107人 1,708人日		116人 1,846人日	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや町内及び近隣市町村の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障害者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人	1人	1人	4人	1人	5人
	0人日	1人日	3人日	4人日	3人日	5人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6人 6人日		7人 7人日		9人 9人日	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて算出しました。(就労定着支援については、平成30年度に新たに創設されたサービスです。)

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。



## (8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

## ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	6人	4人	7人	4人	8人	5人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	5人		5人		6人	

※令和2年度は9月末時点

## ▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者増加は考えにくいことなどを踏まえて算出しました。

(9) 短期入所（ショートステイ）

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障害者（児）に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値		(1か月当たり)					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
		9人 86人日	12人 184人日	9人 86人日	14人 177人日	9人 86人日	9人 171人日
第6期の見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		福祉型		福祉型		福祉型	
		医療型		医療型		医療型	
		15人 225人日		17人 255人日		20人 300人日	
		0人 0人日		0人 0人日		0人 0人日	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを踏まえて増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

### 3 居住支援・施設系サービス

当町では、居住の場を支援するサービスとして、共同生活援助（グループホーム）事業所が7事業所あります。また、施設入所支援を提供できる施設が町内にないため、利用希望者へ町外施設の情報を提供し登録を行っています。

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助」、「施設入所支援」、「自立生活援助」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

#### （1）自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人	0人	1人	0人	2人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		2人	

※令和2年度は9月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から始まった新しい事業で、これまで利用実績はありませんでしたが、令和5年度までに2人の利用を想定し算出しました。

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

## (2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障害者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	32人	28人	34人	29人	36人	35人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	34人		38人		43人	

※令和2年度は9月末時点

### ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障害者や施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進され、グループホームの必要性が更に高まることが予想されるため、増加傾向で算出しました。
- 障害者の地域生活への移行を促進するためには、知的障害や精神障害のある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や知的障害、精神障害のある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障害のある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	51人	53人	52人	51人	53人	49人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	49人		50人		50人	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、令和5年度までに令和元年度から1人増で見込みました。

## 4 相談支援

当町では、相談支援（サービス等利用計画作成）事業所は、4事業所あります。

相談支援（サービス等利用計画作成）については、市町村が障害福祉サービス等の支給申請者に対し、サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行っております。

### （1）計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(年間あたり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	327人	319人	359人	327人	391人	337人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	346人		355人		365人	

※令和2年度は9月末時点

### ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、障害福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で算出しました。
- 障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

(2) 地域相談支援 (①地域移行支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	1人	0人	2人	4人	2人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	2		3人		4人	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。
- 精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

(3) 地域相談支援 (②地域定着支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	2人	2人	2人	4人	2人	4人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6人		6人		6人	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

○計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。



## 第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

障害者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、市町村が行う地域生活支援事業があります。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

### 1 地域支援事業 (①必須事業)

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

内容
障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発活動を行います。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
	有	1回	有	1回	有	0回
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	2回		2回		2回	

※令和2年度は12月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

○地域の住民等を対象に、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。

○事業実施の形式については、毎年検討し、柔軟に対応します。

## (2) 自発的活動支援事業

内容
障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

### ▼第6期の見込量

第5期の 計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
	有	0回	有	0回	有	0回
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1回		1回		1回	

※令和2年度は12月末時点

### ▶見込量と確保のための方策

○障害者やその家族、地域の住民等による障害者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援します。

### (3) 相談支援事業

内容
障害のある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの情報提供や助言等の支援を行い、利用援助、虐待防止、権利擁護のために必要な支援を行います。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
障害者相談支援事業	4カ所	4カ所	5カ所	4カ所	5カ所	4カ所
基幹相談支援センター	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	0カ所
住居入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者相談支援事業		5カ所		6カ所	
	基幹相談支援センター		0カ所		1カ所	
	住居入居等支援事業		0名		1名	

※令和2年度は12月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

○障害者相談支援事業については、障害のある人からの相談に対応しています。身近なところでの相談体制を確保するため、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワーク化に努めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

内容
成年後見人等となる親族がないことで、日常生活の意思決定の不安や、福祉サービス等の利用に支障がある人を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	1人	0人	1人	1人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	2人		2人		2人	

※令和2年度は12月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

- 見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- 障害のある人の「親亡き後」のことを考え、地域福祉計画に基づき、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。
- 成年後見制度に関する相談や成年後見人等の受任、成年後見制度の普及・啓発、さらに全体のコーディネートを行う中核的な役割を担う成年後見サポートセンターの設立に向け努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0回	0回	0回	0回	0回	0回
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1回		1回		1回	

※令和2年度は12月末時点

▶見込量と確保のための方策

(4) に同じ。

## (6) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声機能、言語機能、視覚機能及びその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、聴覚障害のある人の意思疎通を支援するものです。

### ▼第6期の見込量

(派遣事業：1か月当たり/設置事業：年間)

第5期の 計画値・実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)		4人	10人	4人	7人	4人	2人
第6期の見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		9人		9人		9人	

※令和2年度は9月末時点

### ▶見込量と確保のための方策

- 手話通訳者の派遣については、引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 要約筆記者の派遣については、引き続き、茨城県社会福祉協議会に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。
- 意思疎通支援事業による手話通訳者及び要約筆記者の派遣サービスの情報提供の充実に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具
住宅生活動作支援用具	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修が必要な用具

▼第6期の見込量

		(1年当たり)					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
第5期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
		3件	3件	3件	3件	4件	1件
		3件	3件	4件	9件	4件	6件
		5件	9件	6件	4件	6件	4件
		3件	8件	4件	2件	4件	8件
		872件	805件	915件	876件	960件	661件
	1件	0件	1件	2件	1件	1件	
第6期の 見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		3件	3件	4件			
		9件	10件	11件			
		8件	8件	8件			
		8件	8件	9件			
		858件	934件	1,016件			
	2件	2件	2件				

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

○日常生活用具が必要な障害者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (研修修了者数)	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	6人	有	3人	有	0人
第6期の見込み (研修修了者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	10人		10人		10人	

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止

#### ▶見込量と確保のための方策

○事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図れるよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。



(9) 移動支援事業

内容
支援事業の内容は、障害者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）の際の移動を支援を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	9人 1,232時間	16人(5人) (238時間)	11人 1,355時間	14人(4人) (232時間)	12人 1,478時間	13人(2人) (129時間)
第6期の見込み (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	13人(4人) 793時間(244時間)		13人(4人) 793時間(244時間)		13人(4人) 793時間(244時間)	

※令和2年度は11月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度の利用実績を踏まえて、増加傾向で算出しました。
- サービス利用が伸びていることから、町内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけるなど、サービス供給量の確保に努めます。
- 地域支援事業における移動支援事業サービスの情報提供の充実に努めます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容
I 型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II 型	地域での就労が困難な在宅の障害のある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

▼第6期の見込量

(1年あたり)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	1カ所 11人	1カ所 10人	1カ所 11人	1カ所 10人	1カ所 11人	1カ所 11人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		1カ所 11人		1カ所 11人		1カ所 11人

※令和2年度は11月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえた数値を横ばいで算出しました。
- 自宅で過ごすことが多い障害者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。
- 地域支援事業における地域活動支援センターの情報提供の充実に努めます。

## 2 地域支援事業 (②任意事業)

### (1) 訪問入浴サービス

内容
地域における身体障害者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障害者等に対して移動訪問入浴サービスを実施します。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	9人	6人	11人	4人	13人	5人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6人		6人		6人	

※令和2年度は11月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

○引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。国が施設入所者の地域移行を推進しており、在宅で生活する障害者の訪問入浴の利用者の増加が見込まれることから、必要なサービスの確保に努めます。

○地域支援事業における訪問入浴サービスの情報提供の充実に努めます。

(2) 日中一時支援事業

内容
在宅障害者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	38カ所 54人	21カ所 62人	39カ所 58人	44カ所 56人	40カ所 61人	44カ所 55人
第6期の見込み (実施カ所数) (実利用見込者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	45カ所 56人		45カ所 57人		45カ所 58人	

(1か月当たり)

※令和2年度は11月末時点

▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて算出しました。

○引き続き、障害のある人を抱える家族の負担軽減のため、今後も委託事業者との連携を密にして、適切なサービス確保を図ります。

○地域支援事業における日中一時支援所業サービスの情報提供の充実に努めます。

### (3) 生活サポート事業

内容
障害支援区分が非該当の方に、日常生活上で支援を必要とされる方に対し家事の支援を行います。

#### ▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0人		1人		1人	

※令和2年度は11月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえて算出しました。
- 地域支援事業における生活サポート事業サービスの情報提供の充実に努め、障害支援区分が非該当の方への支援に努めます。

### 3 地域生活支援促進事業等

従来の任意事業から、地域生活支援促進事業や交付税措置に区分変更された事業のうち、第6期において本町が実施する事業は以下のとおりです。

事業名	内容
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度普及啓発のための研修会を実施します。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待ケースへの対応のための体制整備をします。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。
福祉タクシー利用助成券	身体障害者手帳1級、2級、療育手帳OA、A、精神保健福祉手帳1級、2級かつ自立支援医療(精神通院)交付を受けている方で、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方を対象にタクシーの初乗り料金を助成します。

#### ▼第5期の実績

第5期の計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
成年後見制度普及・啓発事業	有	無	無	無	無	無
障害者虐待防止対策支援事業	無	1カ所	無	1カ所	無	1カ所
自動車運転免許取得助成事業	1人	1人	1人	0人	1人	0人
自動車改造助成事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人
福祉タクシー利用助成券	72人	72人	73人	76人	74人	74人

※令和2年度は11月末時点

#### ▶事業の実施について

○第6期においても引き続き事業の実施に努めます。

## 第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保

当町では、放課後等デイサービスは町内4事業所が実施しており、内2か所の事業者が児童発達支援事業（未就学児童等を対象とした療育）を実施しています。放課後等デイサービス事業については、近隣市町村においても事業所が増加していることから、利用者は増加の傾向となっています。医療型児童発達支援については町内事業所がなく、他市町村の事業所を利用しなければなりません。

従来、障害児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障害種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

町が計画する必要がある障害児通所支援について、各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

### 1 障害児通所支援

#### (1) 児童発達支援

内容	
療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	

#### ▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	25人 225人日	28人 273人日	28人 248人日	27人 248人日	30人 272人日	24人 276人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	27人 279人日		27人 282人日		28人 285人日	

※令和2年度は9月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

○サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数などを勘案した上で、増加傾向で見込みました。

(2) 医療型児童発達支援

内容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

▼第2期の見込量

(1か月当たり)

第1期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	5人日	0人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0人		0人		1人	
	0人日		0人日		5人日	

※令和2年度は9月末時点

▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、町内及び近隣市町村に実施事業所がないことから、令和5年度までに1人で見込みました。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。



### (3) 放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となります。

#### ▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	48人	49人	50人	61人	52人	69人
	684人日	697人日	792人日	816人日	916人日	893人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	71人		84人		100人	
	908人日		1,028人日		1,164人日	

※令和2年度は9月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、現在児童発達支援利用者が就学と同時に利用することが見込まれること、高等学校卒業により利用終了者が出ることを勘案した上で、増加傾向で見込みました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障害児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障害の特性や障害児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

#### (4) 保育所等訪問支援

内容
現在利用中又は今後利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも拡大され、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

#### ▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	5人日	0人日
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0人		0人		1人	
	0人日		0人日		5人日	

※令和2年度は9月末時点

#### ▶見込量と確保のための方策

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障害児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障害の特性や障害児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

内容
重症心身障害などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

## ▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	1人 5人日	0人 0人
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0人 0人日		0人 0人日		1人 5人日	

※令和2年度は9月末時点

## ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、居宅訪問型保育の利用者や未就学児での訪問看護利用者等がないことから、令和5年度までに1人で見込みました。
- 保護者等が、子どもの発達や障害の状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

## 2 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

### ▼第2期の見込量

第1期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
	91人	99人	99人	121人	108人	128人
第2期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	132人		150人		171人	

※令和2年度は9月末時点

### ▶見込量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画案の作成を行う障害児相談支援事業所を選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

## 第7章 計画の推進体制

### 1 関係機関、地域との連携

#### (1) 町民と協働

計画の推進は、行政の力だけでは困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、町民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。

計画に定める各種施策を進めていくため、町民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、町民と行政の協働を推進します。

#### (2) 地域との連携

障害者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障害及び障害者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障害のある本人を含めた地域住民、障害者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

#### (3) 関係機関との連携

障害者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障害者施策については、国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町村との連携を図ります。

## 2 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害のある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本町では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として阿見町地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障害のある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

## 3 サービスの質の向上と供給体制の確保

### (1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や関係機関などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

### (2) 人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障害者へのサービスに従事する人は、障害や障害者のことを正しく理解し、障害者本人の気持ちや要望をくみ取らなければなりません。障害者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障害者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

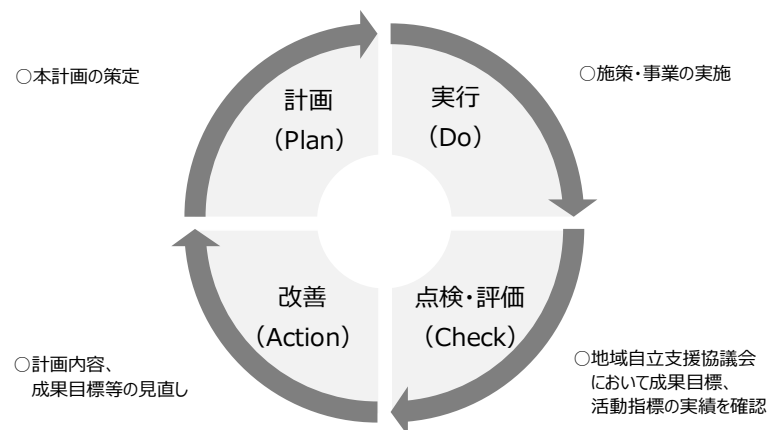
## 4 施策・事業の点検と改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、阿見町地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

## 5 計画の評価と見直し

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

### ■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



# 資料編

## 1 設置要綱

○阿見町地域自立支援協議会要綱

令和2年3月30日告示第63号

阿見町地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域の障害福祉に関する社会づくりについて協議を行うため設置する阿見町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 町が委託した指定相談支援事業者の運営等についての評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する調査に関すること。
- (5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び変更に対する意見に関すること。
- (6) 障害者虐待防止に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援を必要とする障害者等の要求を実現するために必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) サービス提供事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 教育関係機関等の代表者
- (6) 子育て支援機関の代表者
- (7) 就労関係機関の代表者
- (8) 関係団体の代表者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事項を協議するにあたり、専門の知識を要すると認めるときは、協議会の補助機関として、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部員をもって組織し、会長が指名する委員をもって充てるものとする。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の所持)

第9条 委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(阿見町障害者個別支援協議会要綱の廃止)

2 阿見町障害者個別支援協議会要綱（平成25年7月8日阿見町告示第142号）は、廃止する。

## 2 委員名簿

要綱第3条第2項に定める区分	所属団体、役職等	氏名	備考
学識経験を有する者	茨城県立医療大学 保健医療学部 准教授	塩原 直美	会長
民生委員・児童委員	阿見町民生委員児童委員協議会 民生委員	栗山 光世	副会長
相談支援事業者	社会福祉法人恵和会 理事長	池田 名緒子	
	社会福祉法人若草会 管理者	黒岩 有紀	
	社会法人明清会 ほびき園 地域活動支援センター 責任者	海崎 真知子	
	NPO まい・あみ障害者(児)相談支援事業所 管理者	藤井 孝幸	
	阿見町障害者相談支援事業所	相澤 剛	
サービス提供事業者	社会福祉法人あすなろ会 AMI 福祉工場 施設長	山口 勝利	
	社会福祉法人美しの森 障害者支援施設虹の里 支援課長	松崎 あかり	
	合同会社明日夢 通所支援事業所 大夢 管理者	遠藤 いくみ	
保健・医療関係者	医療法人社団恵和会 朝田病院 精神保健福祉士	柳尾 裕子	
	東京医科大学霞ヶ浦訪問介護ステーション 看護師	齋藤 尚代	
	阿見第一居宅介護支援事業所 管理者	雨貝 圭子	
	茨城県竜ヶ崎保健所 保健指導課長	大本 俊子	
教育関係機関等の代表者	阿見町教育委員会 指導室 室長補佐	野上 美智子	
子育て支援機関の代表者	阿見町子育て支援センター 係長	松本 真紀	
就労関係機関の代表者	障害者就業・生活支援センター かすみ 主任就業支援員	大徳 正	
関係団体の代表者	茨城県土浦児童相談所 子ども家庭支援課長	木村 千鶴	
必要であると認める者	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援センター 介護支援専門委員	宮本 太郎	

---

**阿見町  
第6期障害福祉計画・  
第2期障害児福祉計画**

発行年月 令和3年3月

発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

T E L : 029-888-1111 (代表)

F A X : 029-887-9560

U R L : <http://www.town.ami.lg.jp/>

---